

意見書案第 17 号

自動車の保有に係る税負担の軽減に関し地方財政に影響を与えないよう  
措置を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり  
提出する。

平成 30 年 11 月 27 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	橋川佳彦
賛成者	同	松澤堅二
同	同	比留川政彦
同	同	笠間昇
同	同	古市正
同	同	井上賢二
同	同	増田淳一郎

## 自動車の保有に係る税負担の軽減に関し地方財政に影響を与えないよう 措置を求める意見書

消費税率の引き上げ予定期日が来年10月に迫り、また、アメリカとの輸入自動車に係る貿易問題などを背景に、自動車業界が、車体課税について、例年になく大幅な減税の要望を繰り広げている。特に自動車の保有に係る税負担が国際的に比較しても過重であるとして、自動車税の税負担水準について軽自動車税を起点に引き下げることが要望の中心になっている。

しかしながら、車体課税と燃料課税を合わせた税負担で比較すれば、我が国は相対的に低い税負担水準にとどまっている。

自動車業界の要望に従えば、平年度ベースで地方財政に毎年度およそ4,000億円もの巨額の減収を強いるものとなる。

今後、老朽化が一段と進む道路橋梁などインフラの更新や、増加する大災害への防災・減災対策など財政需要が増大の一途をたどる中、代替の税財源を提案することもない要望は、地方財政に致命的な打撃を与える極めて問題の多いものだと受け止めざるを得ない。市町村財政の安定も大きく損なうことになる。

政府与党においては、来年度の税制改正で、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的に検討することとされ、加えて、消費税率引き上げ前後の駆け込みと反動減の対策として税制・予算による需要変動の平準化対策を検討することとされている。

よって、国においては、税制改正に当たり、自動車の保有に係る税負担の軽減に対し、地方財政に影響を与えない措置を講ずるよう、次の事項を強く要望する。

- 1 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、平成29年度与党税制改正大綱にあるとおり、代替税源を確保され、自動車税について軽自動車税を起点とした税率の引き下げを図るなどの検討は総合的に判断されること。
- 2 自動車重量税について、減収を伴う見直しが行われる場合には、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替財源を確保すること。
- 3 自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税並びに自動車税及び軽自動車税に係るグリーン化特例の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにするとともに、税制のグリーン化機能を強化する観点から基準の見直しを行い、重点化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月27日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣  
経済産業大臣 国土交通大臣 あて

(提案理由)

税制改正に当たり、自動車の保有に係る税負担の軽減に対し、地方財政に影響を与えない措置を講ずることを求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。